

# 国立大学の授業料について

平成28年3月4日  
文部科学省高等教育局

## 1. 国立大学の授業料について

- 国立大学の授業料は、国が定める金額を標準（標準額）として、各国立大学がそれぞれ金額を設定しています。
- この授業料の標準額については、これまでも、社会経済情勢等を総合的に勘案して設定していますが、文部科学省としては、基本的には学生等に対してできるだけ教育費負担をかけないようにしていくことが重要と考えており、最近の10年間において標準額の引上げは行っておらず、平成28年度予算案においても、対前年度同額（53万5千800円）として引上げは行っておりません。

## 2. 国立大学の授業料に関するお問合せについて

- 国立大学の授業料に関して、「15年間で約40万円の増、約93万円の授業料になる」といった大幅な値上げを行うのではないかとのお問合せを頂いております。
- 文部科学省としては、今後、毎年国立大学の授業料を引き上げて40万円も値上げを行うことは**考えておりません**。
- この点については、平成27年12月1日（火）に開かれた衆議院・文部科学委員会における、委員からの「国立大学の運営費交付金を毎年1%減少させ、自己収入を毎年1.6%増加させる場合、仮にこのように進めるとしたら、授業料は15年間で幾らの値上がりになると試算するか」との御質問に対する機械的な試算として、文部科学省からお答えした内容に基づくものと考えられますが、これは**一定の仮定に基づく試算に過ぎず**、国立大学の授業料に関しての文部科学省としての考え方を表したものではありません。

また、あわせて、文部科学省からは「授業料収入で自己収入の大幅な増加を賄うということは、金額の大幅な引上げにつながりかねず、現下の経済状況や厳しい家計状況では困難である」ということをお答えしているところであり、以上については、平成28年2月10日（水）の衆議院・予算委員会等において、馳浩文部科学大臣からも説明を行っているところです。

【参考】平成27年12月1日（火曜日）衆議院・文部科学委員会会議録

[http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb\\_kaigiroku.nsf/html/kaigiroku/009618920151201020.htm](http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kaigiroku.nsf/html/kaigiroku/009618920151201020.htm)

- 意欲と能力のある学生等が経済的理由で進学等を断念することのないよう、安心して学ぶことのできる環境を整備するため、引き続き、授業料減免や無利子奨学金の充実、卒業後の所得に応じて返還月額が変わる「所得連動返還型奨学金制度」の導入等により、学生の教育費負担の軽減に努めてまいります。

【参考】国立大学の授業料減免：約5.9万人

（対前年度0.2万人増、平成28年度予算案 320億円：12億円増）

無利子奨学金：約47.4万人

（対前年度1.4万人増、平成28年度予算案3,222億円：98億円増）